

学校法人和泉短期大学 ガバナンス・コード 遵守状況（2025年度）

点検日：2026年5月22日

章	節	概要	項目		法令等	実施状況
第1章 経営の安定性・継続性の確保	1.	経営と教学の連携・協力				
	(1)	学校法人は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する私立大学・短期大学の教育目的を明示する。	1)	建学の精神を明示し、内外に周知している。		学びのハンドブック、事業計画、事業報告、自己点検・評価報告書、ホームページ、入学案内書・募集要項に記載して公表している。
			2)	建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。		学びのハンドブック、事業計画、事業報告、自己点検・評価報告書、ホームページ、入学案内書・募集要項に記載して公表している。
	(2)	学校法人は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させる。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が法人及び理事と密接に関わっている。	1)	学長等を理事として選任している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第7条第1項第1号により選任している。
			2)	学校法人は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めている。	学校法人和泉短期大学組織規程、教授会規則	学校法人和泉短期大学組織規程、教授会規則を整備している。
	2.	中期的な計画の策定と盛り込むべき内容				
	(1)	学校法人は、安定した経営が求められることから、中期的視点に立った計画的な経営を行うよう努める。このため、法令に基づき、原則として5年以上の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。	1)	原則として5年以上の中期的な計画を策定している。		学校法人和泉短期大学第3次中期計画・15のビジョンを策定している。（2025年1月25日理事会承認）
			2)	中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。		学長の下に置かれた、各部、事務局長の下に置かれた各ユニットにより、毎年度、担当の項目の振り返りとチェックを行っている。行い、進捗状況を作成し、教授会、理事会、評議員会に提出している
			3)	中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている。		毎年度、進捗状況の報告書を作成し、教授会、理事会、評議員会に提出している。
			4)	中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。		教育に関する10のビジョン、管理に関する5のビジョンの中に、教学、人事、施設、財務等に関する事項を網羅している。
			5)	中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。		学長の下に置かれた各部、事務局長の下に置かれた各ユニットにより、毎年度、担当の項目の振り返りとチェックを行っている。併せて、毎年度作成する事業計画書、事業報告書に基づき計画したことに対して、振り返りを行っている。

章	節	概要	項目		法令等	実施状況
第1章 経営の安定性・継続性の確保	3.	危機管理を含めたコンプライアンスの在り方				
	(1)	学校法人は、法令遵守のための体制を整える。	1)	すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備している。		すべての教育活動、また業務は、法令、寄附行為、学則等の諸規則・諸規程に基づいて行われており、法令順守の組織体制が整備されている。
			2)	教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。		FD・SD研修で、学内の諸規則の順守を徹底している。職員については、職員10の力(自己評価シート)に記載し、コンプライアンスの振り返りを行い、法令順守に努めている。
			3)	違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。	学校法人和泉短期大学公益通報に関する規程	「学校法人和泉短期大学公益通報に関する規程」により、担当窓口を常時開設し、通報者の保護を図っている。
			4)	健全な私立大学・短期大学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。	学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント防止・救済等に関する規程、学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程、学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント相談委員会規程、学校法人和泉短期大学キャンパス・ハラスメント相談委員会規則に関する規程	キャンパス・ハラスメントに関する諸規程を整備している。学生には、学びのハンドブックに記載して、周知している。

章	節	概要	項目		法令等	実施状況
第1章 経営の安定性・継続性の確保	4.	地域貢献				
	(1)	私立大学・短期大学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努める。	1)	地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携協力できる体制を整えている。		3つのステークホルダーである父母会、同窓会、後援会と連携強化するために、役員会、総会には、学長、事務局長、担当教職員が出席して情報共有している。 また、相模原市とは包括連携協定を締結して、毎年度、相模原市の各委員会に学識経験者として教員を派遣している。
			2)	地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。	和泉短期大学公開講座等に関する規則	現任訓練・リカレント講座、保育・福祉系授業研究会、市民大学を行っている。
			3)	教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。		地域連携に力を入れているため、積極的に教職員、学生を派遣している。相模原市民を対象とするボランティア活動として相模原市地域活動・ボランティア認定制度により学生が表彰されている。
章	節	概要	項目		法令等	実施状況
第2章 自律的なガバナンス体制の確立	1.	理事会機能の充実				
	(1)	理事会は、学校法人の最高意思決定機関である。学校法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行う。	1)	理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第13条により行っている。
			2)	理事会は寄附行為の定めるところにより理事が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第17条第1項により行っている。また、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明を行い、議題ごとに書面による意思表示書を提出してもらっている。
			3)	理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、必要に応じて代表業務執行理事及び業務執行理事を任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしている。	学校法人和泉短期大学寄附行為細則	理事会で理事長の推薦により学校法人和泉短期大学寄附行為細則第4条に基づいて、職務担当理事(人事担当理事2名、財務担当理事1名)を選任している。
			4)	理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。	学校法人和泉短期大学寄附行為	各理事は、理事会で役割に則した議題において説明をし、その役割を果たしている。
			5)	外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。		理事9名のところ、外部理事は5名いる。理事会では、各理事から忌憚のない意見を聴く体制がある。
			6)	理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。		理事は、学校法人和泉短期大学寄附行為第11条により、法人のため忠実に職務を果たしている。

章	節	概要	項目		法令等	実施状況
第2章 自律的なガバナンス体制の確立	(2)	理事長は、学校法人を代表し、学校法人の業務を総理する。理事(理事長を除く)は、寄附行為で定めるところにより、理事長を補佐して学校法人の職務を掌理する。	1)	理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第14条第6項により行っている。
			2)	理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。	学校法人和泉短期大学寄附行為	理事は、学校法人和泉短期大学寄附行為第14条第1項により、法人のため忠実に職務を果たしている。
			3)	理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	理事は、学校法人和泉短期大学寄附行為第62条により、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。
			4)	理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。	私立学校法	理事は私立学校法第37条および第45条を理解し、適切な理事会運営を行っている。
	(3)	理事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。	1)	理事選任機関を設けている。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第6条により、理事選任機関を評議員会と定めている。
			2)	理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第6条第2項により、理事選任機関の構成員は、すべての評議員としている。
			3)	寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第5条第1項に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。
			4)	理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ①当該学校法人の設置する私立学校の校長 ②選任の際、現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者 ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	学校法人和泉短期大学寄附行為、私立学校法	学校法人和泉短期大学寄附行為第7条より学長は理事となる。また、私立学校法第37条に基づいて適切に選任されている。
			5)	理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していない。	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準	理事長は、他の学校法人の理事長を兼務していない。

章	節	概要	項目		法令等	実施状況
第2章 自律的なガバナンス体制の確立	(3)	理事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。	6)	理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準	理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。
			7)	理事は、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していない。また他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の3分の1を超えていない。	私立学校法	私立学校法第31条に基づいて適切に選任されている。
			8)	理事の任期は、監事及び評議員の任期を超えていない。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第9条、第24条、第33条により、理事、監事、評議員とも任期を4年と定めている。
			9)	理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第10条に定めている。
			10)	外部理事を2人以上選任している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	外部理事は5名選任している。

章	節	概要	項目		法令等	実施状況
第2章 自律的なガバナンス体制の確立	2.	監事機能の充実				
	(1)	監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、学校法人としても適切な監査体制を整える。	1)	監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第28条(監事の職務)第1項に規定し、監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。
			2)	監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	監事は、学校法人和泉短期大学寄附行為第62条により、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。
			3)	監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	監事は、学校法人和泉短期大学寄附行為第28条第2項ならびに第30条により、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。
			4)	監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている。	学校法人和泉短期大学寄附行為、学校法人和泉短期大学寄附行為細則	学校法人和泉短期大学寄附行為第28条第1項第3号及び寄附行為細則第3条に規定している。毎回、監事としての意見を述べている。
			5)	監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。		文部科学省の学校法人監事研修会に出席している。また、情報提供は随時行っている。
	(2)	監事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。	1)	監事は、評議員会の決議によって選任されている。	学校法人和泉短期大学寄附行為	監事は、学校法人和泉短期大学寄附行為第22条により、評議員の決議によって選任されている。
			2)	監事を2人以上置いている。	学校法人和泉短期大学寄附行為	監事は、学校法人和泉短期大学寄附行為第22条により、評議員の決議によって選任されている。
			3)	監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準	監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。
			4)	監事は、当該学校法人の理事、評議員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者を兼ねていない。	私立学校法	私立学校法第46条に基づいて適切に選任されている。
			5)	監事は、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していない。	私立学校法	私立学校法第46条に基づいて適切に選任されている。

章	節	概要	項目		法令等	実施状況
第2章 自律的なガバナンス体制の確立	3.	評議員会機能の充実				
	(1)	評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えるほか、法令に基づいた事項について意見の聴取を要する事項及び決議を要する事項について、諮問機関及び決議機関として重要な役割を担っている。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。	1)	次に掲げる事項について、理事会は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。 ①重要な資産の処分又は譲受け ②多額の借財 ③予算及び事業計画の作成又は変更 ④役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更 ⑤収益を目的とする事業に関する重要事項	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第36条第2項により、理事会は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。
			2)	次に掲げる事項について、評議員会は決議している。 ①寄附行為の変更（軽微な事項は除く） ②解散 ③合併	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第36条第3項により、評議員会は決議している。
			3)	理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合の手続きについて定めている。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第48条に規定している。
	(2)	諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。	1)	評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されている。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第36条に規定し、周知している。
			2)	評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けている。		必要に応じて情報提供を行っている。
	(3)	評議員の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。	1)	評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ①当該学校法人の職員 ②当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のもの ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第31条に規定し、適切に選任している。

章	節	概要	項目		法令等	実施状況
第2章 自律的なガバナンス体制の確立			2)	学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第31条第1項第4号に規定する評議員は、第4号評議員選任委員会を設け、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出している。
			3)	当該学校法人の職員の評議員の数は、評議員の総数の3分の1を超えていない。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第31条第1項第2号に規定している。評議員14名のうち、教職員は4名である。
			4)	役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えていない。	私立学校法	私立学校法第62条に基づいて適切に選任されている。
			5)	評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第31条により、理事の定数を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。
	4.	会計監査人について				
	(1)	文部科学大臣所轄である大学・短期大学は、会計監査人の選任が義務付けられており、適切に機能させる必要がある。	1)	会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第54条第1項に基づき、会計監査報告を監事及び理事会に提出している。
			2)	学校法人は、法令に基づき会計監査人が求める事項について、適切に報告している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第54条第2項に基づき、学校法人は、法令に基づき会計監査人が求める事項について、適切に報告している。
			3)	会計監査人は、監事及び学校法人担当者と連携し、適正な監査を行っている。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第54条第3項に基づき、監事及び学校法人担当者と連携し、適正な監査を行っている。
	(2)	会計監査人の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。	1)	会計監査人は、法令に基づく資格を持つ者を評議員会が選任している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第49条に基づき、評議員会の決議によって選任している。

章	節	概要	項目		法令等	実施状況
第3章 教学ガバナンスの充実	1.	私立大学・短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実				
	(1)	私立大学・短期大学は、学校法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げている。各校においては、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知する。	1)	学習成果を明示し、内外に周知している。		和泉の10の力（5つのコンピテンシー含む）ルーブリックにより、和泉の教育の中で身につけることのできる力と学習到達状況を評価するための基準を示し、内外に周知している。
			2)	卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知している。		学びのハンドブック、自己点検評価報告書、ホームページ、入学案内書に明示している。また、法人役員、評議員、教職員に対しては、年度ごとに基本構想として、理事長、学長、事務局長の基本構想と共に、3つのポリシー、建学の精神、スクールモットーを明示している。
	(2)	私立大学・短期大学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。	1)	7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受けている。		2007年度、2014年度は第三者評価、2021年度は認証評価を受審し、「適格」認定を受けている。
			2)	定期的に自己点検・評価を行っている。		毎年度、自己点検・評価報告書を作成し、委員会、教授会、リーダー会で確認している。
			3)	学校法人の中期的な計画のうち、私立大学・短期大学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。		第3回認証評価の評価結果を踏まえた内容で第3次中期計画を策定している。
	2	学長のリーダーシップと教員組織の充実				
	(1)	学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としている。特に私立大学・短期大学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって私立大学・短期大学の向上・充実に寄与するものである。	1)	学長は、学校法人が定める規則等に基づき、適切な人材が選任されている。	学校法人和泉短期大学寄附行為、学校法人和泉短期大学寄附行為細則、学長選考規則	学校法人和泉短期大学寄附行為第55条、第56条及び寄附行為細則第8条、学長選考規則第9条により、学長候補者選考委員会で推薦し理事会で選任している。
			2)	学長は、建学の精神及び私立大学・短期大学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。	学校法人和泉短期大学寄附行為、和泉短期大学学則	学校法人和泉短期大学寄附行為第3条、第56条、和泉短期大学学則第11条第1項から第5号により大学運営に努めている。
	(2)	学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。私立大学・短期大学の向上・充実のために、各校の状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整える。	1)	私立大学・短期大学には学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている。	短期大学設置基準、和泉短期大学任用及び昇任規程、和泉短期大学学則	短期大学設置基準、和泉短期大学任用及び昇任規程、和泉短期大学学則第8条ならびに第16条により配置している。
			2)	教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。 ①学生の入学、卒業及び課程の修了 ②学位の授与 ③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	和泉短期大学学則、和泉短期大学教授会規則	和泉短期大学学則第10条、第11条、和泉短期大学教授会規則により規定している。

章	節	概要	項目		法令等	実施状況
第3章 教学ガバナンスの充実	3.	教職員の資質向上				
	(1)	私立大学・短期大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、私立大学・短期大学は、教職員の資質向上に努める。	1)	教員に対するFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	和泉短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則	和泉短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則に則り、委員会を組織し、学長の下で、毎年度行っている。
			2)	事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等に対するSD(スタッフ・ディベロップメント)活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	和泉短期大学スタッフ・ディベロップメント(SD)規程	和泉短期大学スタッフ・ディベロップメント(SD)規程を整備し、事務局長の下で、毎年度実施している。また、目標チャレンジシートを導入して、ユニットの目標、個人の目標を定め、年度末には自己評価シートにより自己評価を行い、面談を事務局長と行っている。
			3)	組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。		学長の下に、各委員会が置かれ、教職員が構成員となっている。

章	節	概要	項目		法令等	実施状況
第4章 情報の公開と公表	1.	情報公開と発信				
	(1)	学校法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後3か月以内に計算書類その他資料の作成等を行い、情報の公開又は公表ができるようにする。	1)	学校法人は、法令に基づき、下記の資料を作成している。 ①寄附行為 ②計算書類等(貸借対照表、収支計算書、事業報告書、これらの附属明細書) ③監査報告、会計監査報告 ④財産目録等(財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準)	私立学校法、学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第70条第1号～第5号により事業報告及び決算書類を作成している。財務情報には説明文をつけて、学園報(IZUMI NEWS)に掲載し卒業生を始め、外部に公表している。
			2)	1)の情報について、法令に基づき、各事務所に備えて置き、請求があった場合には公開している。	学校法人和泉短期大学寄附行為	学校法人和泉短期大学寄附行為第71条に第2項に基づき、備置き及び閲覧を行っている。
			3)	学校法人は、法令に基づき、1)の情報をインターネットの利用により公表している。	私立学校法	ホームページで公開している。
			4)	学校法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている。	私立学校法	設立時の財産目録を備えて置いている。
			5)	学校法人が相当割合を出資する会社がある場合、法令に基づき情報公開を行っている。	私立学校法	相当割合を出資する会社は存在しない。
	(2)	私立大学・短期大学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表する。	1)	私立大学・短期大学は、下記の情報を公表している。 ①私立大学・短期大学の教育研究上の目的及び i)卒業認定・学位授与の方針、ii)教育課程編成・実施の方針、iii)入学者受入れの方針 ②教育研究上の基本組織 ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等 ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ⑧授業料、入学料その他私立大学・短期大学が徴収する費用 ⑨私立大学・短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援	学校教育法施行規則	教育研究活動に関する情報の公表として11項目を、ホームページのトップページに公表している。